



平成27年度 国民健康保険税額が決定しました

広報さばえ4月号でお知らせしましたように、近年の医療費の大幅な増加等により厳しい状況にある国保財政の健全化を図るため、下記のとおり税率を改正し、本年度の保険税額が決定しました。

平成27年4月から平成28年3月までの国民健康保険税の決定通知は、7月中旬に世帯主に送付しますのご確認ください。

【保険税の税率一覧表】下段の()は変更前です。

	医療分	介護分	支援金等分
所得割 (世帯の加入者の所得に応じて算定)	5.7% (5.5%)	1.8%	2.6% (2.3%)
資産割 (世帯の加入者の固定資産税額に応じて算定)	16.0% (18.0%)	4.0%	4.0% (6.0%)
均等割 (世帯の加入者の人数に応じて算定)	28,400円 (27,200円)	9,000円 (7,200円)	7,600円 (6,400円)
平等割 (1世帯当たりにかかる金額)	23,000円 (22,000円)	6,000円	5,800円 (4,800円)
課税限度額	520,000円 (510,000円)	160,000円 (140,000円)	170,000円 (160,000円)

【参考】 ・口座振替を利用すると納め忘れがなくなり大変便利です。希望する場合は、金融機関の窓口でお手続きください。

8月から「限度額適用認定証」の自己負担限度額が見直されます。

「限度額適用認定証」があれば、窓口で支払う医療費は自己負担限度額までとなりますが、8月から前年の所得区分によって自己負担限度額が見直されます。引き続き「限度額適用認定証」が必要となる場合は8月10日以降に申請してください。なお、**国保税を滞納していると交付されません。**

また、70歳以上(高齢受給者証をお持ちの人)の人で、同一世帯の世帯主および国保被保険者が住民税非課税の人は、入院の際、「限度額適用・標準負担減額認定証」が必要になります。



特定健康診査を受けられましたか?

4月下旬にお届けした「特定健康診査・がん検診受診券綴り」を持って、最寄りの地区公民館等か医療機関で受けてください。

『手遅れになる前に、
自分のため、愛する人のため、
必ず受診しましょう!』

問合せ 国保年金課 ☎53-2207・2208